会議の名称	懲罰特別委員会	開催月日・令和８年９月８日 開会時間・~~午前~~・午後 02 時 42 分 閉会時間・~~午前~~・午後 03 時 01 分
出席者	野口　佳宏　　豊島　保夫　　安井　智子　　後藤　國弘 藤川　貴雄　　南谷　佳寛　　花村　　隆　　近藤　伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長　原　一郎　　副議長　南谷　清司	
傍聴者	山田　紘治議員　　堀　隆和議員	
説明のために出席した者	粟津　明議員 藤井議会事務局長　浅井議会総務課長　堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	・懲罰動議について ・その他	

	【開会＝午後２時 42 分】
野口委員長	ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申出があれば、委員長においてこれを許可いたしたいと思います。また、会議録についても、他の委員会と同様に公開いたしたいと思います。 本日の審査事項は粟津議員に対する懲罰について、前回に引き続き協議いたします。本日は、６月 30 日に発生した議場での陳謝文の朗読を拒否した事犯に対する懲罰動議について、既に提案の説明は終わっておりますので、直ちに審査を行います。審査を始める前に、粟津議員から弁明の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
野口委員長	粟津議員の弁明を許可します。粟津議員、入室願います。 〔粟津議員入室〕
野口委員長	それでは、粟津議員、弁明を始めてください。
粟津議員	私は最初から、今回の懲罰は理不尽であると考えております。羽島市議会が正常化していくには、この懲罰を取り消していただきたいという思いでございます。今回も前回と同様、私が陳謝を拒否したことを議会決定の不履行とし、懲罰特別委員会で協議されていますが、議会の決定を無視したとして、同一事案に基づく懲罰を、たとえ陳謝決議であっても繰り返し行うことは、議会運営に照らして極めて問題が大きいと考えます。 陳謝を拒否したのは、議会の決定を無視したのではなく、司法救済を求める正当な行為であります。裁判で争っている最中に陳謝を強制することは、議員の憲法上の権利を侵害するものであると考えます。 今回もまた懲罰を科されても、次の理由により拒否いたします。一つ目、同一事案で懲罰を連続するのは、一事不再議違反である。二つ目、延会を利用した懲罰の連続は不当である。三つ目、裁判係争中の懲罰反復は司法妨害に当たる。四つ目、議員の名誉及び議員活動を侵害するものである。 以上の理由で、懲罰に値する事案でないことは明らかでありますので、委員の皆様の的確な判断と良識をお願い申し上げます。また、裁判所には、事案発生時の議会を録画した CD を証

	拠として提出してあることをご報告申し上げます。
野口委員長	以上で弁明を終わります。粟津議員、退室願います。 〔粟津議員退室〕
野口委員長	それでは、懲罰を科すかどうか、科すとすれば懲罰の種類は何かなど、委員の皆様のご意見を伺います。
近藤委員	最初から懲罰に該当しないということで反対していますので、同じ意見です。
南谷佳寛委員	懲罰は科すべきで、陳謝の懲罰を科すべきだと思います。
藤川委員	先ほどの弁明も伺いましたが、自らの行為を反省していない様子が伝わりました。それどころか、責任転嫁といいますか、この懲罰にかけること自体が正しくないかのような主張をされておりました。今回の案件は、議場で議決した事柄に従わず、陳謝を行わなかったことに対する懲罰動議であります。陳謝文の朗読を拒否したことは事実でありますし、議決に従わなかったことも事実であります。この時点で、その行為に対してしかるべき懲罰を受けるのは、議会人として当然の対応になるのではないかと考えております。 陳謝を拒否し、先ほどの弁明にも反省の言葉がないことから、戒告、陳謝と段階はありますが、その次の段階である出席停止も、自らの行為に対する反省がないことを踏まえると、一瞬頭をよぎりました。しかし、陳謝してくれる、陳謝文を朗読してくれるだろうという願いも込め、今回は陳謝が妥当であるという思いであります。
安井委員	懲罰を科すべきだと思います。先ほど藤川委員もおっしゃいましたが、聞いていて、自分に都合のよい解釈をしているように思われますので、やはりきちんとしたところを見せてほしいという思いで、陳謝をお願いします。
花村委員	私は当初から、懲罰を科すべきではないと申し上げ、答弁を拒否していないという立場でございますので、陳謝ではなく、懲罰を科すべきではないという考えは、現在も同じです。 そして、陳謝文の朗読を拒否したことで、今回また陳謝について議論しておりますが、そもそもこの陳謝の元となった答弁拒否には当たらないと考えておりますので、陳謝文の朗読はで

	きないだろうと思います。したがって、懲罰には当たらないという考えであります。
豊島委員	懲罰を科すか科さないかということでは、科すということで前回から変わっておりませんが、その内容は戒告であると申し上げました。 これは公になっておりますが、粟津議員から裁判所へ提訴され、市が法人格のある相手方として対応しているわけですが、その結果がどうなっているのか、本日まで何も報告がありません。だいぶ日がたっておりますので、それをお聞きしてからと思っておりました。
野口委員長	裁判についてはまだ進展は何もありません。
豊島委員	係争中といいますか、何らかの結論が出ていないのに、懲罰を科すか科さないかということについては私も迷いますが、どちらかということであれば戒告ということで申し上げました。裁判の結論が出たら変わる可能性もあるということも申し上げたと思います。
後藤國弘委員	前回と同じように陳謝文の朗読という形がよいと思います。懲罰特別委員会が設置され、それに基づいていろいろと協議し、そこで出た結論に対して粟津議員が従わないことが続いているわけですので、今更、陳謝から戒告に下げるわけにもいきません。やはり懲罰特別委員会の権威があります。 また、懲罰特別委員会は司法とは全く関係ありませんので、粟津議員が言われたような、係争中であるからということは全く関係ない話だと思っております。
野口委員長	ありがとうございました。ほかにご意見はございますか。 〔発言する者なし〕
野口委員長	まず、懲罰を科すかどうかについて採決を行います。懲罰を科すことに賛成の委員の挙手を願います。 〔挙手多数〕
野口委員長	挙手多数であります。よって、粟津議員に懲罰を科すことに決定いたしました。 次に、懲罰の種類について採決を行います。懲罰の種類のう

	ち、意見が多かった陳謝とすることに賛成の委員の挙手を願います。 〔挙手多数〕
野口委員長	挙手多数であります。よって、粟津議員に陳謝の懲罰を科すことに決定いたしました。 次に、陳謝文案について協議をお願いします。既に文案を配付してありますが、何かご意見等はございますか。 「私は、令和８年６月 30 日の本会議において、議会で議決された陳謝文の朗読を拒否したことは、議会の構成員である議員が議会の議決に反することであり、羽島市議会の秩序を乱し、品位の尊重に反するものでした。羽島市議会の秩序を守り、品位を尊重すべき議員の職責を顧みて、誠に申し訳ありません。ここに深く反省し、誠意を披瀝し陳謝します。令和８年９月 18 日、羽島市議会議員、粟津明。」 よろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
野口委員長	では、この陳謝文案で決定したいと思います。 次に、この懲罰の議案を上程する日についてですが、定例会会期最終日の 18 日に上程するということでよろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
野口委員長	では、定例会会期の最終日にさせていただきます。 議長、よろしいですか。 〔発言なし〕
野口委員長	副議長、よろしいですか。 〔発言なし〕
野口委員長	これで懲罰特別委員会を閉会いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。お疲れ様でした。 【閉会＝午後３時１分】